

金沢美術工芸大学学術リポジトリ規程

令和2年4月1日

規程第107号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)の教育、研究、社会活動等の成果(以下「成果物」という。)を収集し、電子的形態により蓄積し、恒久的な保存及び学内外への提供及び公開を行い、本学の教育研究の発展に資するとともに社会への貢献を果たすことを目的とする。

(管理運営)

第3条 リポジトリの管理運営を統括するために、統括責任者を置き、金沢美術工芸大学附属図書館長(以下「館長」という。)をもって充てる。

2 リポジトリの管理運営は、金沢美術工芸大学附属図書館(以下「図書館」という。)が行う。

3 リポジトリの管理運営に関する重要な事項は金沢美術工芸大学図書館運営会議(以下「運営会議」という。)が検討する。

(提供者)

第4条 リポジトリに成果物を提供できる者(以下「提供者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に常時勤務する教職員
- (2) (1)の者を含む共同研究者
- (3) 本学大学院研究科に在籍し、本学教員が推薦する大学院生
- (4) その他、運営会議を経て館長が承認した者

(収集する成果物)

第5条 リポジトリに収集する成果物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 紀要論文
- (2) 博士学位論文
- (3) その他、運営会議を経て館長の承認を得た成果物

(成果物の取扱い)

第6条 登録された成果物の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 成果物の著作権は、提供者もしくは著作権者が有する。
- (2) 成果物は電子的に複製し、リポジトリに格納し、インターネットを通じ無償で公開する。
- (3) 提供者が成果物の訂正を求めた場合は、館長の承認を得るものとする。また、修正の対応は正誤表のリポジトリへの掲載をもって行うものとする。

(削除等)

第7条 成果物の公開停止又は削除は、原則として行わないものとする。

- 2 提供者又は著作権者が公開停止又は削除について書面の提出により申し出、運営会議を経て館長の承認を得たうえで、公開を停止又は削除できるものとする。
- 3 成果物が盗用又は剽窃によると明らかである場合もしくは内容が法令上、社会通念上著しく問題があり、本学の教育研究活動の円滑な遂行を阻害するおそれがある場合は、金沢美術工芸大学教育研究審議会の承認を得たうえで、公開を停止するものとする。

(免責事項)

第8条 本学は、成果物の公開によって発生した提供者、著作権者又は成果物利用者の損害及び不利益について、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。